

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	金融庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>投資法人等の課税の特例規定（導管性要件を満たした場合には、支払配当を損金算入できる特例規定）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資法人において生じる税会不一致の問題について解消を図ること。具体的には、新たな指標として「配当基準額（仮）」を導入し、その部分から行われる配当は、会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めること。また、買換特例圧縮積立金等を含め投資法人においても利用が認められている、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（平成26年12月31日が期限）について、適用期限を延長すること。</p>		
関係条文	<p>〔 所法 24、25 条、法法 23、24 条、租特法 67 条の 15 等 〕</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - ( ▲26,093 ) [平年度] - ( ▲26,093 )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図り、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度上、投資法人（Jリート）は、会計上の税前利益の90%超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能となっている。</p> <p>しかしながら、会計と税務の処理の差異（税会不一致）に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても、その部分は「配当」として扱われない。そのため、税会不一致部分について、損金算入することができず、投資法人段階で課税が発生する。このような課税が発生が、税会不一致が生じてしまうような取引（例えば、投資法人の合併や定期借地権の取得等）を行うことの支障となっている。</p> <p>不動産証券化市場の活性化を図る観点からは、投資法人等の活動の制約となる税会不一致の問題を解消していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現行制度上、税会不一致の問題は解消されていないため、投資法人等の活動の制約となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	投資法人等のうち、税会不一致が生じる法人等において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消が図られるため、不動産証券化市場の活性化につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本措置により、税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消が図られ、不動産証券化市場の活性化につながることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。
	ページ	14-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績：46法人(26年7月末)</p>										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 24 年度 (千円)</th> <th>道府県民税</th> <th>事業税</th> <th>市町村民税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資法人</td> <td>2,499,280</td> <td>9,638,610</td> <td>6,148,230</td> <td>7,807,274</td> </tr> </tbody> </table>	平成 24 年度 (千円)	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	投資法人	2,499,280	9,638,610	6,148,230	7,807,274
平成 24 年度 (千円)	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税							
投資法人	2,499,280	9,638,610	6,148,230	7,807,274							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>投資法人等の支払配当損金算入制度により、ピークル段階で法人税課税をほぼ受けないことが実現され、投資家による不動産証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。  平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。  平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。  平成 25 年度改正で、買換特例圧縮積立金制度が導入された。  平成 26 年度改正で、導管性判定式について一定の手当がされた。</p>										
<p>ページ</p>	<p>14—3</p>										